



平成 19 年 8 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社東京機械製作所
代表者名 代表取締役社長 芝 則 之
(コード番号：6335 東証・大証第 1 部)
問合せ先 執行役員総務部長兼法務室長
鎌田 敏弘
(TEL 03-3451-8141)

米国 1916 年反ダンピング法訴訟の賠償金等に対する 日本における『損害回復法』に基づく訴訟提起について

当社は、株式会社ゴスグラフィックジャパン(日本)および Goss International Corporation(米国ゴス社 米国)に対して、米国 1916 年反ダンピング法に基づく賠償金、それにかかる利息金額、弁護士費用等を日本の『損害回復法』において回復することを目的とした訴訟(本訴訟)を、平成 19 年 8 月 10 日東京地方裁判所に提起いたしました。なお、米アイオワ州北区地方裁判所より本訴訟に対して仮差止命令が出されていたため提訴を見合わせておりましたが、平成 19 年 8 月 8 日(米国時間)同命令は取消されております。

米国 1916 年反ダンピング法訴訟の経緯

当社及び当社の米国現地法人 TKS(U. S. A.), Inc. (当社側)は、平成 12 年 3 月米国の輪転機メーカー、米国ゴス社により 1916 年反ダンピング法に基づく損害賠償を米アイオワ州北区地方裁判所に提訴され、平成 15 年 12 月同地裁より陪審判決として総額 31.5 百万ドル及び関連弁護士費用相当額の賠償命令を受けました。当社側はこれを不服として控訴し棄却されたため、さらに米国最高裁判所へ上告いたしました。平成 18 年 6 月 5 日不受理の決定が下されました。これにより上記陪審判決が確定し、平成 18 年 6 月 19 日と同 6 月 30 日に米国ゴス社に対し、総額 38,678 千ドル(約 44 億 8 千万円)の賠償金の支払いをいたしました。

1916 年反ダンピング法については、世界貿易機関(WTO)反ダンピング協定違反が確定しており、同法は 2004 年に米国でも廃止されました。また、この賠償命令額の約 85%は当社が受注していない契約に基づくものであること、また正当な法解釈に基づいていないと強く確信しておりましたことから、上告にまで至った次第でございます。

損害回復法について

一方、日本においては、日本企業が米国 1916 年反ダンピング法に基づく訴訟の結果として被った損失とそれにかかる利息金額、及び弁護士費用負担額等の回復を認める法律、いわゆる『損害回復法』（「アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法に基づき受けた利益の返還義務等に関する特別措置法」平成 16 年法律第 162 号）が、平成 16 年 12 月に公布、施行されました。

以上のような経緯により本訴訟を提起いたしました。また、去る平成 18 年 12 月 5 日、日本国政府は「規制改革及び競争政策イニシアティブ」（注 1）の下の 6 年目の対話に向け米国政府との間で規制改革及び競争政策に関する要望を交換しました。この要望事項の中の「米国 1916 年反ダンピング法問題」の項目（注 2）において、同法は「WTO 協定違反」であり、当社が「不当な損害賠償責任を負わされ」たため、「日本国政府として、米国政府に対し、事態の改善を求める。」とされています。

この日本政府の要望事項は、当社に対する米国側の対応が不当であることを日本政府も認め、その改善を米国政府に求めたものであります。当社といたしましては、当社による損害回復法に基づく請求も正当な権利の主張であると認識し、本訴訟により今後も万全の措置を取って行く所存でございます。

（注 1）「規制改革及び競争政策イニシアティブ」

2001 年 6 月 30 日に行われた日米首脳会談の際に立ち上げられた「成長のための日米経済パートナーシップ」のもとに設置された 6 つの枠組みの 1 つ。

日米両国はこの「規制改革及び競争政策イニシアティブ」の下で 6 年間対話を継続してきており、不要な規制の減少、競争の強化、及び市場アクセスの改善を図る上で成果を挙げてきている。

（注 2）「米国の規制改革及び競争政策に関する日本国政府の要望事項」（抜粋）

I. ダンピング防止措置

◎大型新聞輪転機に対する AD（反ダンピング）措置

・1916 年 AD 法問題

WTO 協定違反と裁定された米国 1916 年 AD 法については、2004 年 12 月に廃止されたが、その効力が係属中の裁判には及ばなかったため、本年(平成 18 年：筆者注)6 月、特定の日本企業が、裁判

に敗訴し、不当な損害賠償責任を負わされた。また、上記賠償による損害を回復することを可能とする日本の損害回復法に基づく提訴について、米国連邦地方裁判所によって仮差止命令が出された（現在は、控訴審において係争中。（平成 19 年 7 月本控訴については当社の勝訴が確定し、平成 19 年 8 月 8 日仮差止命令は取消されました。：筆者注）。日本政府として、このような事態に至ったことについて遺憾を感じており、米国政府に対し、事態の改善を求める。

ご参考 経済産業省 HP

http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/n_america/us/html/regulatory_reform.html

以 上